

1 ビラまき

ビラをまいていたら、警察官が来て、「止める！」といます。対抗策は？

警察は、道路交通法や各都道府県の道路交通規則で、ビラまき（ビラ配り）が許可制とされていることを盾にとって、「許可がないビラまきは違法だ」等といいがかりをつけてきますが、この許可制が適用されるのは、「道路交通に著しい支障を生ずる」場合に限られています。

通常のビラまきに、許可はいりません。このことは、裁判でも、数寄橋事件、大阪駅前事件の判決で確定しています。駅の敷地内でビラまきを行なう時には、鉄道営業法が適用されますが、この場合にも、鉄道業務に支障のない限り、自由だというのが原則です。

× × ×

ビラまきに許可制を認めると、警察がビラの内容を検閲し、さまざまな条件をつけ、事実上、ビラまきを難しくさせることとなります。表現の自由を侵害されない為にも、許可を取らないようにしましょう。

そこで対策ですが、



1 ビラまきをする前に、あらかじめ、警察官と応接する係
(又は陽動作戦班)をきめておく。

(イ) 係は「すこしも交通のじゃまをしていない」「往來の著しい妨害にならない」「もうすぐ終る」などと主張して、まき終るまで、警官の介入を排除する。

(ロ) 係が交渉している間、他の者はビラをまきつづける。

2 移動しながら配りつづける。

3 やめたふりをし、警官をやりすごして再開する。

4 場所を変える。分散してやる。

5 次のビラまきでは、他の団体に協力を求めるなどして、より強力な抗議体制をつくって、まく。

その他、妨害をかわす、こんなやり方もあります。

1 東京山の手線、大阪環状線など、何度も乗替えて一周するとか、地下鉄を往復しての車中ビラ配り。

2 バス停、待合室、ターミナルのエスカレーター入口などでの配布も能率的。

3 日曜日の銀行、定休日のデパート等の前は、人通りも多く、ビラまきの最適地。

注 ただし、警察や当局の目を盗むことが必要です。

ビラまきの際に、より効果を強めるためにゼッケンをつけたり、立て看板、横断幕を使ったりする場合も、また、ビラまきといっしょに、あるいは単独で、街頭でカンパ・署名・マイク演説を行なう場合も、変わりありません。権利を主張して、妨害を撃退して下さい。

このようにして、粘り強くビラまきを続け、既成事実を積み重ねていくことが大切なのです。

2 ステッカーはり ポスター

「ビラ貼り」で逮捕された、ということをよく聞きますが……：

警察は、軽犯罪法や屋外広告物条例などを乱用して、ビラ貼りの現場を見つけると、逮捕したり任意同行を求めたりします。それをきっかけに団体の事務所や個人の住居を捜査押収さえする場合もあります。

しかし、街にいっぱいポスターが貼られているように、多くの人がビラ貼りをしています。つまり警察の介入は、運動弾圧のためではなく、ビラ貼りを規制することは、表現の自由を侵害し、憲法違反だとの声も強いのです。ビラ貼り弾圧への対抗法としては、



- 1 何人かで組んで貼りにいく。
- 2 現場では、見張り（前後左右）をたてる。
- 3 警官の姿をみたら、中止する。（ノリカンやビラは隠すか、捨てて、す早くその場を立ち去り、かくれる）
- 4 警官にとがめられた時は、周囲の応援を求め、表現の自

由を主張する。(8 現行犯逮捕 24頁参照)

注1 警官が通過したあとの経路は、ビラ貼りには絶好の条件。

注2 ビラ貼りを常習化する場合は、ふだんから地図を作っておく。

注3 深夜はタクシーのライトに注意。密告されることがある。



(参考)

軽犯罪法第一条―左の各号に該当する者は、これを拘留

または料料に処する。

三十三 みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者

大阪府道路交通規則

第15条 道路の使用許可

(9) 交通のひんばんな道路に広告、宣伝等の印刷物その他の物をまき、又は交通のひんばんな道路において通行する者にこれを交付する。

3 デモ・集金

デモに参加するときの持ち物は……

思いもかけぬとばっちりや、逮捕されたりすることがあります。その万一にそなえて、

- 1 軽装が原則。持物は、ハンカチ、チリ紙、小銭ぐらいにする。
- 2 名前や住所のわかるもの―定期、手帳、免許証、電話帳、住所録、不用なメモなどは、一時預けするか、荷物係に託して絶対に携行しない。

注 背広の裏エリの名前や洗濯に出したYシャツの記号などにも注意。



会場入口で機動隊が、検問し所持品検査をしています。どうにかできませんか。

通行を阻んだり、持ち物に手をかけることが、平気でやられています。しかし、所持品検査は、無理やり強制できるものではありません。違法な妨害を止めさせるよう追及しましょう。対抗法ですが、

- 1 入場妨害がひどいときは、主催者に伝えて、やめさせるよう抗議、交渉をしてもらう。
- 2 一人一人に分断されぬよう、数人以上あつまって、同時に入る。荷物が無い者が先頭になり、荷物のある者を真中にして入る。
- 3 あらかじめ陽動班をつくり、そこで手間どってるうちに、大勢でどっとおし入る。
- 4 手薄の箇所を見付けて、いろんな所から入る。

会場内に、私服警官がうろろしています

.....

警察の情報収集そのものが、運動への不当な介入です。

- 1 主催者が話して退場を求める。
- 2 周囲の人たちのシュプレヒコールなどで追っ払う。
- 3 「あなたは、どこのグループですか」などと話しかけて、立去るように仕向ける。

デモ行進中の心得は.....

デモには警察がたぐさんの許可条件をつけて、それを口実に規制をします。これも、表現の自由の点から大きな問題があります。あきらめる必要はありませんが、同時に、弾

圧を許さないよう、慎重かつ組織的にデモをすることを心がけなければなりません。

- 1 前後左右の人から離れず、はみださないようにする。
- 2 規制が厳しい時は、引き抜かれないように、スクラムを組む。
- 3 列を分断されないように、前後の連携と間隔を密にする。

注1 機動隊がワァッと来たときには、逮捕のおそれがある。列をすぐ正すこと。

注2 逮捕されかかった者は、大声をあげて、列の真中へ入る。みんながその者を囲む。

注3 引き抜かれかけるとき、隣りの者はその人の胴体に抱きつき、連なって、みんなで引きもどす。

注4 先行の列との連絡係をつくること。信号などを利用して、分断した上で挑発してくるから注意。

警察のムヤミな写真撮影を、どうにかできませんか。

警察はデモに対して、あたり前みたいに写真撮影をしますが、これは、少なくともデモが許可条件違反をしたときでない限り違法で、肖像権の侵害です。

現状は力関係ですが、主催者に中止要請をもらったたり、団体に組織的に抗議して、止めさせる努力が必要です。

注1 旗・プラカード等を使ってかくす。

注2 防衛班をつくる。いつもカメラの近くにいて、写す瞬間、長い竿のプラカード様のものをレンズの前方へのばす。



機動隊の暴行を受けました。泣き寝入りする
ほかありませんか。

- 1 負傷者の診断書を病院でとる。
- 2 目撃者による状況報告書をたくさんつくる。
- 3 証拠写真をあつめる。
- 4 所属団体、友好組織、個人からの抗議声明を、警察に送ってもらう。
- 5 一般市民にピラ等で事件を知らせる。
- 6 告発、告訴、国家賠償請求訴訟の手続きをとり、新聞やマスコミをあつめた記者会見などで、キャンペーンをする。

4 職務質問

集会からの帰り道、警察官に「もしもし」と呼びとめられました。どうしたらよいですか。

つい、反射的に何でも返事をしてしまいがちですが、ちょっと待って下さい。

警察官の職務質問は、「警察官職務執行法」（略して、警職法といえます）により、あなたが何らかの犯罪を

ア 犯した者、

イ 犯そうとしている者、

のいずれかを「疑うに足りる相当な理由のある」場合であるか、あるいは、あなたが

ウ すでに発生した特定の犯罪について知っている者、

エ これから行われる特定の犯罪について知っている者、のいずれかと「認められる」場合でなければ、職務質問ができないことになっています。

つまり法律では、警察官に何か訊かれたら、答えなければいけないというようにはなっていません。

ですから、あなたが集会からの帰りであることを知っている、いやがらせや情報収集の目的で聞いてくるときは、原則としてどんな質問にも答えるべきではないのです。しかし、知らぬ顔をして通り過ぎようとすれば、かえってめんどろなことになる例がすくなくありません。

1 そこで、落ち着いてこちら側から、次のように問い返してみます。

「何か、ご用ですか」

「事件でもあったのですか」

「どんな事件ですか」

「私の容疑は、どんなことですか。どこが怪しいと思われるのですか」

警察官は、こう尋ねられたら答える義務があります。

これらの質問に答えなければ、あなたとしては、警察官が先に説明した警職法の条件を守っているかどうかを判断することができません。大切なあなたのプライバシーに立ち入ってこうとする警察官は、まず、警職法に定める相当な理由を自分の方から告げるべきなのです。

2 あなたは警察官の答の仕方、内容によって、その職務質問が偶然なのか、いやがらせや情報収集なのかを判断して下さい。後の場合なら、何も答える必要はありません。また、先の場合であっても、どこまで答えるかは、あなたの自由です。時刻、場所、自分の服装、持物等もよく考えて疑念を晴らす必要最少限の答にしましょう。

3 あまりしつこいときや先をいそぐときは、

「急いでいるので歩きながら聞いて下さい」

と、いって、にぎやかな方へゆっくり歩き出すのも一方法です。逃げられるので、走るの



はよくありません。

職務質問は任意手段であり、あなたに一切強制はできないのですが、「答えずに逃げようとする相手」を追いかけたり、止まらせたりすることはかまわないとされがちだからです。だから、警察官に「怪しい者」だと思ったと言わせる口実を自分から作らない方がよいのです。

- 注1 警察官は時間をおいて同じことをくり返したずねます。そのようにして、口から出まかせを言っているのかどうかを確かめているので、気をつけること。
- 注2 警察官が答えたことを逆手にとって、その件以外のことは、関係ないから答えないと主張すること。

5 所持品検査

「ちょっとカバンの中を見せて欲しい」と
言われたら……

職務質問に際して、必要があれば所持品検査もできるとされています。これにも条件があって、あなたに職務質問をすることになった理由と関係があることが必要です。そして、職務質問同様あくまで任意手段ですから、見せるかどうかはあなたの自由です。カバンの中身はあなたのプライバシーそのものですから、原則は、まず丁寧に断りすべきでしょう。



1 それでも、うるさく言うときは、たとえば次のように話してあきらめるように仕向けます。

「どうしてカバンの中まで見せるのですか」

「何が入っているというのですか」

「理由もなく他人に見せるわけにはいきません」

2 警察官の説明を聞いて、見せてやってもいいと判断したときでも、相手がカバンに手を触れることは拒めます。

ポケットの中身を見せてくれと言われたときも同じことです。さらにもっと強い姿勢で断わってもよいのです。令状なしで強制的に身体検査をすることは許されていません。あなたがはっきり拒否している限り、手を出せないのです。

